いじめ防止基本方針

古河市立八俣小学校

やさしい子　まなぶ子　たくましい子

１　いじめについて

（１）　いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。　　いじめ防止対策推進法第２条

（２）　いじめの基本認識

① いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである。
② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きなかかわりをもっている。
⑧ いじめは学校、保護者、地域などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

（３）　いじめ防止の基本理念

「いじめは、いじめをうけた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがあり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応（解消）のために、学校、保護者、地域、教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結して、その取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

いじめ防止対策推進法 ----------

（いじめの禁止）
第四条　児童等は、いじめを行ってはならない。
（学校及び学校の教職員の責務）
第八条　学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。
（保護者の責務等）
第九条　保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
２　保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
３　保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
４　第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

（4） **いじめの態様**　　※宮城県いじめ対応マニュアルから抜粋・参考

いじめの認知並びにいじめの段階を判断するための材料とする。

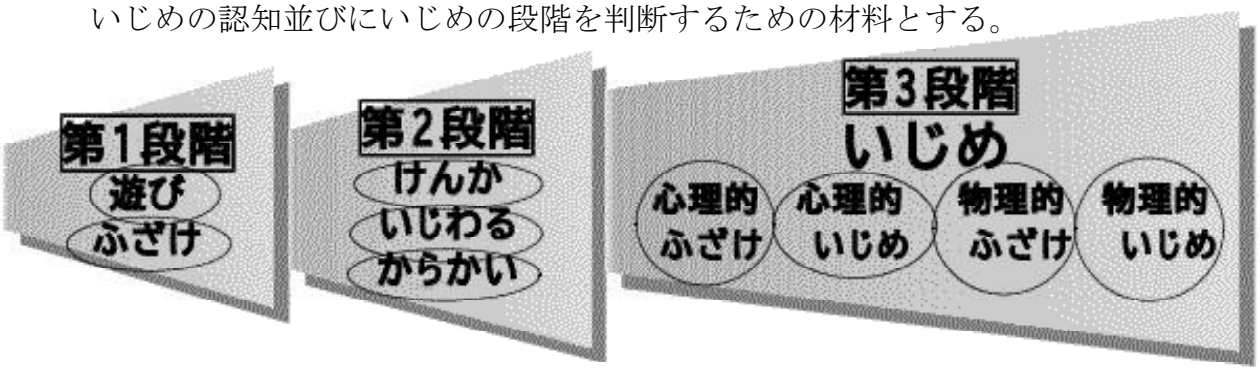

↑↓　どの段階で教員が気づくか、止められるかが肝心

		いじめられる側	いじめる側
群れ遊び		◎遊びや生活をとおして、互いにふざけたり・じゃれ合ったり・いさかいがあったりする　（遊び仲間　対等・平等の関係）	
初期	萌芽	度重なるふざけ・からかいなどを不快に感じるようになる。	立場を入れ替えながら、ふざけ・いじわる・からかいなどを行うようになる。
前期	恐れ	多人数による「いじめ」に恐れを感じるようになる。	ターゲットを固定し、仲間を誘い複数で「いじめ」を繰り返す。
中期	訴え	周囲の仲間、友達の行動や態度が気になる（いじめのサイン）。	周囲の仲間の反応を気にして見ている。
	諦め	無関心を装い、傍観的な態度の友達を見て「訴え」を諦める。	周囲の動向を見定め、仲間に「いじめ」を示唆、命令する。
後期	無力	親や教師に訴えた後の報復や暴力などを極端に恐れる。	暴力行為等をしばしば繰り返す。
	自尊	「いじめ」そのものの事実を自ら否定する。	暴力行為の他に金品の強要、使い走り等が生じる。
末期	否定	耐えきれず「自殺・転校」等を考えるようになる。	暴力行為や金品の強要などが学校内外でますます激しくなる。
構成		単独　　数名　　大勢	単独　　数名　　大勢

＜手段によるいじめ＞

① ことばのひやかし・からかい・脅し
② 持ち物隠し
③ 仲間はずれ
④ 集団による無視
⑤ 暴力を振るう
⑥ たかり
⑦ お節介・親切の押し付け
⑧ いやな行為の強要
⑨ パソコン等での誹謗中傷 等

＜動機によるいじめ＞

A 怒りや憎しみからのいじめ
B うっ憤晴らしからのいじめ
C 性格的な偏りからのいじめ
D 関心を引くためのいじめ
E 隠された楽しみのためのいじめ
F 仲間に引き入れるためのいじめ
G 違和感からのいじめ
H その他

２　いじめの未然防止・早期発見・早期対応（解消）

（１）　未然防止　…いじめが起きにくい学校づくり

①　いじめ防止のための組織づくり

ア　下図のとおり、「いじめ防止対策委員会」を組織する。※いじめ防止対策推進法第22条

イ　委員会は定期的に開催し、各学年・学級の生活状況を把握しながら、対策を検討する。平常時には教師の力量を高めるための研修会の企画立案等も行う。

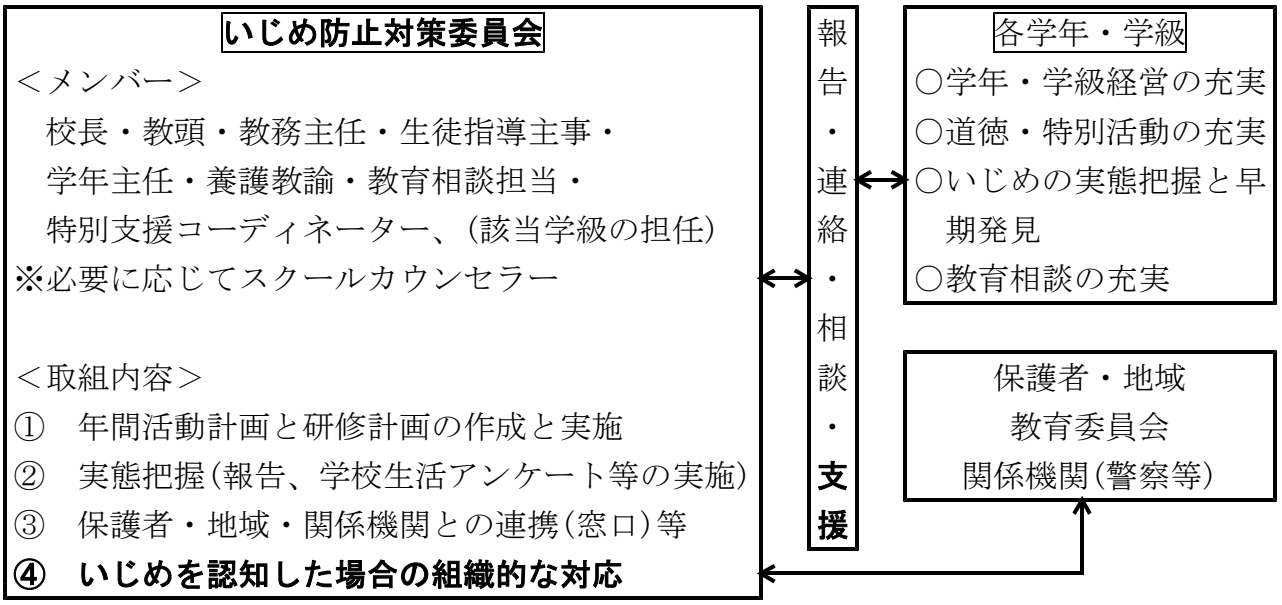

②　「児童のよさ」を伸ばす教員のかかわり

ア　いじめが生まれる背景を踏まえ、教職員の何気ない言動が子どもたちを傷つけ、いじめを助長してしまう場合があることを理解する。

イ　「児童のよさ」を伸ばすことばかけやかかわりを意識し、実践する。

③　児童の「居場所づくり」・「絆づくり」

ア　児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやることができるように、「居場所づくり（教員の働きかけ」・「絆づくり（児童どうしの関係強化」を推進する。

イ　おもに特別活動（やってみ隊・学級活動・委員会活動・クラブ活動・異学年交流活動・学校行事等）　を通して児童に達成感や感動、団結することのよさ等を味わわせ、自己有用感や自己肯定感を育てる。

④　学習規律の確立と「わかる・楽しい」授業づくり

ア　学習規律を確立し、だれもが安心して参加できる授業づくりに取り組む。

イ　ユニバーサルデザインの視点をもった「八俣小スタイル」の全職員での共通実践

ウ　授業では「自己決定」、「自己存在感」、「共感的人間関係」，「合意形成」のある授業づくりを心がけ、達成感や自尊感情を高めることを目指す。

エ　「わかる・楽しい」授業の実現により、児童の学びを保障する。

⑤　道徳的実践力の向上

ア　カリキュラムマネジメントを通して、道徳の授業や特別活動等との連携を図る。

イ　道徳の授業を要とし、教育活動全体で思いやりや生命・人権を大切にする心の育成を図り、道徳的実践力の向上に結びつける。特に「いじめを許さない」、「いじめは許されない」といった意識や態度を育てる。

⑥　ネット上のいじめに対して

ア　生徒指導担当や情報教育担当が中心となり、随時、ネット上のいじめに関する注意喚起を行う。

イ　ネット上のいじめに関する最新の情報に関する事例研修等を行い、教職員のいじめ防止に関する指導力の向上を図る。

ウ　児童、保護者に対して、できるだけ早い時期に情報モラル講演会等を実施する。

⑦　積極的な生徒指導と研修・評価

ア　学級活動を中心に、いじめや人権について考え、行動できるような実践力を育てる。その集大成として、いじめフォーラムや人権集会を開催する。

イ　いじめ防止等の最新の情報に関する事例研修等を、校内の年間研修計画に位置付けて実施し、教職員のいじめ防止に関する指導力の向上を図る。

ウ　いじめに関して、計画・対策・検証・改善のＰＤＣＡサイクルを確立し、毎学期、教員、児童・保護者が自己評価を行う。また、その内容については学校運営協議会(コミュニティ・スクール)に報告したり、学校関係者評価で検証・評価を行う。

いじめ防止対策推進法 ----------

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第二十二条　学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（2） 早期発見 …軽微ないじめも見逃さない

① 教師と児童の普段のかかわり

ア 業務改善により、教師が児童と関わることができる時間を十分、確保する。

イ 児童との何気ないかかわりや会話を通して、児童理解に努める。気になる点、心配な点については、すみやかに学年主任または生徒指導担当に報告し、指示を受ける。

② 毎週の生徒指導部会（職員集会）での情報共有

ア 毎週、開催する「生徒指導部会（職員集会）」では、気になる情報や欠席が続く児童の情報を共有し、学校全体で見守る体制を築く。

イ いじめが疑わしい情報に関しては、臨時で「いじめ防止対策委員会」を開催、対策を協議し、学校全体で取り組む。

③ 学校生活アンケートの実施と一人一台端末の活用

ア 学校生活アンケートを毎月実施し、児童の悩み、不安や人間関係等を把握する。いじめが疑われる場合は、すみやかに学年主任または生徒指導担当に報告し、「いじめ防止対策委員会」につなげる。

イ アンケートの内容・方法については、「いじめ防止対策委員会」で随時、見直す。

ウ 一人一台端末の活用により、生徒指導担当または情報教育担当がメール等の機能を生かして相談窓口を開設し、情報を収集する。いじめが疑われる内容があった場合は、すみやかに報告し、対策を協議する。

④ 教育相談の充実

ア 担任を中心に随時、教育相談の時間を設定し、児童たちの悩みや相談を聞き、よりよい環境づくりに結びつける。

イ 相談内容によっては、生徒指導担当と連携し、スクールカウンセラー等につなぐようにする。

ウ また相談窓口については、前述の一人一台端末や保健室、複数の外部相談機関について児童や保護者へ周知する。

エ ＳＯＳの出し方に関する教育について、生徒指導担当や養護教諭が中心となり、年間計画に位置づけ、実施する。

⑤ 家庭及び地域との連携

ア 普段から、家庭とは何かあった際の連絡だけでなく、普段の様子や児童のよさも伝え、よりよい連携ができるように密な関係を築いておく。

イ 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や市の相談窓口、民生委員、保護司、青少年相談員等らとも連携し、地域で子どもたちを見守り、気になることがあった場合には情報共有ができるような協力体制を築く。また状況によっては、所轄警察、市適応指導教室に出向いて連携を図る。

※参考 最終ページに「いじめ発見チェックリスト」があります。

（３） 早期対応（解消） …いじめから子どもを守り通す

① いじめを発見したときは

ア いじめを発見した場合（疑わしい場合も）は、ただちに行為をやめさせ、すみやかにいじめから児童を守る体制（他の教員が別室で話を聞くなど）を構築する。

イ いじめの事実を把握し、「いじめ防止対策委員会」のメンバーに被害児童や該当児童が在籍する学級の担任（以下、該当学級の担任）等を加え、対応について検討する。また、職員集会において、全職員で情報と対策を共有し、学校全体で当たる。

② いじめへの対応・解消に向けて 特に初期対応が大切！

ア いじめへの対応は学級担任だけで抱え込むことなく、組織で対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

イ いじめから児童を守り通すことを最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。すみやかに情報収集（アンケート、聞き取り等）を行い、事実を確認した上で、教育上必要があると認められたときには、適切に懲戒を加える。

ウ 同時に、傍観者の立場にいる児童にも「どうしたら良かったのか」、「今後どうすればよいか」を十分に考える機会を持つ。

エ 間を置かず、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を行う。ただし、いじめ関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び児童相談所もしくは所轄警察等と連携して対処する。

カ インターネットを通じていじめが行われた場合は、いじめを受けた児童、保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求めることや、発信者情報の開示を請求しようとするときは、法務局又は地方法務局の協力を求めることができることを助言する。

キ 上記の対策を講じてなお、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。少なくとも、いじめに係る行為が止んでおり、被害児童が心身の苦痛を感じていない段階を解消とする。しかし、たとえ解消している段階に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童について、日常的に注意深く観察していく。

③ 重大事態と判断されるいじめへの対応

※いじめ防止対策推進法第28条 いじめの重大事態に調査に関するガイドライン

重大事態とは、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合等とする。また児童生徒や保護者から申立（ガイドライン本文Ｐ49 申立様式あり）があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、法第23条第2項の規定を踏まえた学校いじめ対策組織（いじめ防止対策委員会）による調査を実施し、事実関係の確認を行う。

ア ガイドライン及びチェックリストを活用し、対応する。

イ 重大事態が発生した旨を、市教育委員会にすみやかに報告する。

ウ すみやかに「いじめ防止対策委員会」を開催する。初動対応を誤らないこと。

エ 事実関係を明確にするための調査主体は学校の設置者が判断するが、不登校重大事態については、原則として学校主体で調査を行う。また特段の事情がある場合を除いて、

公平性・中立性を確保する必要性があることから、第三者を加えた調査組織となるよう努める。 ※第三者とは基本方針において、「当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者」と示している。

オ　該当児童・保護者には調査の目的、調査組織の構成、調査事項、調査方法・調査対象者などの事前説明をていねいに行う。

カ　ガイドラインにもとづき、適切に調査を行う。調査結果についてはガイドライン及び調査報告書様式にもとづいて適切に対応する。

キ　調査結果を踏まえ、これもガイドラインにもとづき、対象児童への支援やいじめを行った児童への指導及び支援を行う。

ク　関係する児童・保護者の心のケアに配慮する。その際、スクールカウンセラー緊急派遣等、必要に応じて市教育委員会と相談し活用する。

ケ　調査報告書にもとづき、再発防止策を具現化する。

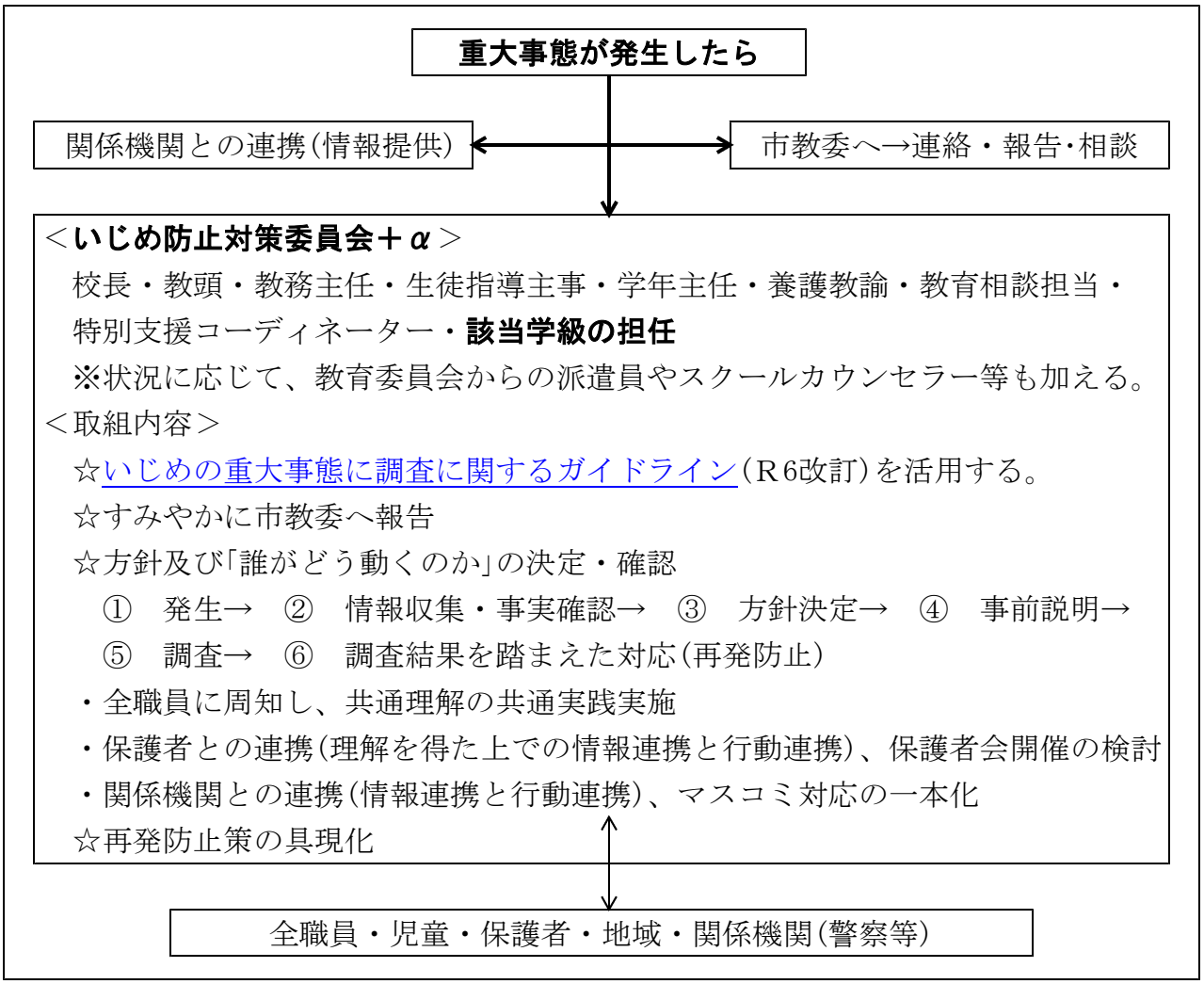

いじめ防止対策推進法 ----------

（いじめに対する措置）

第二十三条　学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

２　学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

３　学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

４　学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

５　学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

６　学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

１　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

２　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

３　学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

４　第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン　チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え（ｐ６～７参照）

チェックポイント	ﾁｪｯｸ
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	□
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	□
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	□
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第２項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと　など	□
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	□
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	□
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	□
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	□
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	□
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	□
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	□
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	□

●学校の設置者における平時からの備え（ｐ７～８参照）

チェックポイント	ﾁｪｯｸ
設置する学校に対して、認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認し状況の把握を行う体制を整えている。	□
重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実施に向けた準備を始めることや、適切な指導・助言を行う体制を整えている。	□
保護者との情報共有が必要な場合には、学校の設置者が直接説明・調整を行う体制を整えている。	□
学校から重大事態の判断について相談を受けた際に学校の設置者として、学校に適切に助言等を実施するとともに、法務相談体制を整備し、弁護士等の専門家から助言等を得られる体制を整えている。	□
各地域におけるいじめ問題対策連絡協議会を有効に活用し、平時から各地方公共団体の首長部局・医療機関等の関係機関と連携を深め、総合的な支援に迅速につなげられる体制を整えている。	□
重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示している。	□
重大事態が発生した場合、当該重大事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する体制を整えている。	□
職能団体等との連携について	
重大事態調査を行う調査組織には、公平性・中立性が求められており、専門家や第三者として調査に参画する調査委員を迅速に確保できるよう、各地方公共団体の首長部局とも連携しつつ、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が所属する職能団体や大学、学会等との連携体制を構築している。	□
職能団体や大学、学会等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、報酬等に要する予算を確保するなどの準備を行っている。	□
【公立学校の場合】 職能団体等との連携について、特に都道府県教育委員会にあっては、域内の市区町村教育委員会が重大事態調査の実施に当たって適切な人材を確保できない場合を想定して、職能団体等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、域内の市区町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、連携する体制を整えている。	□
【国公立大学附属学校及び私立学校の場合】 単独で職能団体等と連携して調査委員候補者の名簿を作成することが難しい場合も想定されることから、学校が所在する地方公共団体や所轄庁に支援を求め、職能団体等を通じた委員候補者の推薦手順や重大事態調査に係る知見を求めることができる関係性を構築している。	□

【チェックリスト②】重大事態発生時の対応

●重大事態の発生報告（ｐ16～17参照）

チェックポイント		ﾁｪｯｸ	日付
【公立学校】重大事態の発生報告			
地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告した。 ・公立学校は、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を経由して当該地方公共団体の長		□	
報告内容	学校名	□	
	対象児童生徒の氏名、学年等	□	
	報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係を記載すること	□	
	その他（　　）	□	
教育委員会事務局から教育長はもとより教育委員にも重大事態が発生した旨を説明した。 ※重大事態としての対応が始まった後も必要に応じて教育委員会会議において進捗状況等を報告する。		□	
文部科学省に対して重大事態の発生報告を行った。		□	
【公立学校以外】重大事態の発生報告			
地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告した。 ・国立大学の附属学校は、当該国立大学法人の学長又は理事長を経由して文部科学大臣 ・公立大学の附属学校は、当該公立大学法人の学長又は理事長を経由して当該公立大学法人を設置する地方公共団体の長 ・私立学校は、当該学校の設置者を経由して当該学校を所轄する都道府県知事 ・学校設置会社が設置する学校は、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を経由して認定地方公共団体の長		□	
報告内容	学校名	□	
	対象児童生徒の氏名、学年等	□	
	報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係	□	
	その他（　　）	□	
法人本部において情報を共有し、理事会等を通じて役員にも事案の共有を行い、進捗報告・必要な協議を行った。		□	
文部科学省に対して重大事態の発生報告を行った。		□	

●重大事態発生時の初動対応

◆資料の収集・保存（ｐ18参照）

チェックポイント		ﾁｪｯｸ	日付
重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理した。		□	
資料例	学校が定期的に実施しているアンケート	□	
	教育相談の記録	□	
	これまでのいじめの通報や面談の記録	□	
	学校いじめ対策組織等における会議の議事録	□	
	学校としてどのような対応を行ったかの記録	□	
	その他（　　）	□	
学校の設置者又は学校が定める文書管理規則等に基づき、関係資料の保存期間を明確に定めている。		□	
再調査に向けた具体的な動きがある場合に備え、適宜保存期間を延長するなどの手続きを経るための準備ができている。		□	

◆報道等への対応（ｐ19参照）

チェックポイント	ﾁｪｯｸ	日付
報道対応の担当者（基本的には校長や教頭等の管理職）を決めて、正確で一貫した対応を行う体制を整えた。	□	

【チェックリスト③】対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

●事前説明等を行うに当たっての準備

◆説明の準備（p25参照）

チェックポイント	ﾁｪｯｸ	日付
対象児童生徒・保護者等に対する説明に当たり、調査主体において説明事項の整理・確認、説明者の検討を行った。	□	
どのような内容を説明するのか、予め対象児童生徒・保護者から同意を得るもの、考えを伺うものなどを整理した。	□	
説明時の説明者、説明者の補佐、記録者などの役割を決定した。	□	
説明時の録音の有無を確認した。	□	
説明の場の設定や説明者の人数等を決定した。	□	

●対象児童生徒・保護者に対する事前説明

説明日：

◆対象児童生徒・保護者への説明事項

【重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】（p26～27参照）

チェックポイント	ﾁｪｯｸ
①重大事態の別・根拠	
法で定義されている重大事態について説明した。 一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（以下１号重大事態）。 二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（以下２号重大事態）。	□
１号重大事態、２号重大事態のいずれに該当するのかということや法に基づき、調査を行うこととなることなど、根拠を示しながら説明した。	□
重大事態として認めた時期について説明した。	□
地方公共団体の長等に対し、発生報告を行っていることを説明した。	□
②調査の目的	
本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることについて説明した。	□
本調査は、関係者の任意の協力を前提とした調査であり、事実関係が全て明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことも想定されることについて説明した。	□
③調査組織の構成に関する意向の確認	
調査組織の構成については公平性・中立性が確保されるよう人選等を行う必要があることについて説明した。	□
対象児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があるかどうかを確認した。	□
職能団体等を通じて推薦を依頼する場合には、対象児童生徒・保護者の意向を伝えることができること、一般的に職能団体等からの推薦を経て調査委員会の委員に就任する者については第三者性が確保されると考えられること、職能団体等における推薦の手続きには時間を要することについて説明した。	□
対象児童生徒・保護者が指定する者を調査組織に参画するよう求められた場合には、調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて推薦を依頼することについて説明した。	□
④調査事項の確認	
調査事項となるいじめ（疑いを含む）や出来事について確認した。	□
児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは重大事態への対処、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景及び家庭での状況も調査	□

することが望ましく、調査組織の判断の下で、これらの事項も調査対象とする場合があることについて説明し、理解を求めた。	
⑤調査方法や調査対象者についての確認	
調査方法について要望があるか確認した。	□
実際に聴き取り等を行う対象者等についても要望がある可能性があることから、この時点で確認した。	□
調査組織の判断で要望のあった者以外にも聴き取り等を行う場合があることについて説明した。	□
対象児童生徒・保護者が関係児童生徒等への聴き取り等をやめてほしいと訴えている場合には、関係児童生徒への聴き取り等を行わないなど調査方法、範囲を調整し、対象児童生徒・保護者が納得できる方法で行うことができる旨を説明するとともに、調査方法や対象について要望を聴き取った。	□
関係児童生徒等への聴き取りを行わない場合は、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、いじめと対象児童生徒の重大な被害との具体的な影響・関連の説明等が難しくなるなどの可能性があることについて説明した。	□
⑥窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介	
窓口となる者を紹介し、連絡先等について説明した。	□
※その他	
独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請について説明を行った。	□

説明日：

◆対象児童生徒・保護者への説明事項

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】（**p27～29参照**）

チェックポイント	ﾁｪｯｸ
①調査の根拠、目的	
調査の根拠、目的について説明した。	□
②調査組織の構成	
調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介した。	□
職能団体等からの推薦を受けて選出した調査委員については、そのことに触れながら説明を行い、公平性・中立性が確保された組織であることを説明した。	□
③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）	
対象児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や当面のスケジュールについて目途を示した。	□
実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まってから調査期間が変更になる可能性があることを説明した。	□
定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて説明した。	□
④調査事項・調査対象	
重大事態の調査において、どのような事項（対象とするいじめ（疑いを含む）や出来事、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員等の範囲）に調査するのかについて説明した。	□
調査の中で新たな事実が明らかになり、調査対象となる事項が増えることや児童生徒等から聴き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあるため、そのような場合には臨機応変に対応していくことについて説明した。	□
調査組織が、第三者委員会の場合等に、調査事項や調査対象を第三者委員会が主体的に決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うことについて説明した。	□

調査組織の判断の下で、児童生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、そのことを対象児童生徒・保護者に対して説明するとともに、必要に応じて協力を求めた。	□
⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）	
重大事態調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順を説明した。	□
事前に説明を行った段階で対象児童生徒・保護者から調査方法について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明した。	□
⑥調査結果の提供	
法第 28 条第 2 項に基づいて、調査終了後、調査結果の提供・説明を行うことについて説明した。	□
調査の過程で収集する個人情報について利用目的を明示するとともに、その取扱いについて説明した。	□
関係児童生徒・保護者に対して調査結果の提供・説明を行うことを説明した。	□
調査の過程で収集した聴き取りの結果やアンケートの調査票について提供を求められる場合があるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	□
例えば、アンケートの結果について、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の個人が特定されないような配慮を行う必要があり、提供の希望がある場合にはそのような対応をとることについて説明した。	□
公表について、学校の設置者等として公表に当たっての方針があれば、説明を行うとともに、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	□
調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則等に基づき行うことや、文書の保存期間を説明した。	□
⑦調査終了後の対応	
法に基づいて、調査結果は地方公共団体の長等に報告を行うことを説明した。	□
重大事態調査を実施しても、事実関係が全て明らかにならない可能性があることを説明した。	□
万が一、事前に確認した調査事項について調査がされておらず、地方公共団体の長等が、十分な調査が尽くされていないと判断した場合には、再調査に移行することを説明した。	□
調査報告書について意見等があれば地方公共団体の長等に対する所見書を提出することができることを説明した。	□

◆対象児童生徒・保護者への説明に当たっての留意事項（ｐ29参照）

チェックポイント	ﾁｪｯｸ	日付
重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある場合		
外部に説明する内容を事前に伝えた。	□	
公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に文案の了解を得た。	□	
自殺事案の場合		
自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解を得た。 ※遺族が自殺であると伝えることを了解されなかった場合や自殺と異なる死因を説明するよう求められた場合であっても、学校が“嘘をつく”と児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行わなければならない（「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない。）。	□	
対象児童生徒から直接事情を聴く等のやり取りができない場合		
保護者を通じて家庭において確認するよう依頼した。	□	

対象児童生徒・保護者と連絡や連携が取れない場合		
適当な者（例えば、調査主体側では対象児童生徒・保護者と信頼関係の構築ができている教師あるいはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、対象児童生徒側では親族又は弁護士等を想定）を代理として立てるなどの対応を行った。	□	

◆対象児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合（ｐ30参照）

チェックポイント	ﾁｪｯｸ	日付
対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明した。	□	

説明日：

●関係児童生徒・保護者に対する説明等（ｐ30参照）

チェックポイント	ﾁｪｯｸ
対象児童生徒・保護者に対する「【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】」について、関係児童生徒・保護者に対しても説明した。	□
調査に関する意見を聴き取った。	□
調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行うことになることについて説明した。	□
関係児童生徒・保護者がいじめ行為の事実関係を否定している場合	
調査への協力が得られるよう、本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、公平・中立に事案の事実関係を可能な限り明らかにし、再発防止を目的とするものであることを丁寧に説明した。	□
関係児童生徒・保護者がいじめには当たらないと考えている場合	
法が定めるいじめの定義（法第２条第１項に定める定義）や法の趣旨（重大事態調査は疑いのある段階から調査を行い、早期に対処していくという趣旨）等について説明した。	□

【チェックリスト④】重大事態調査の進め方

●調査の進め方についての事前検討（ｐ31参照）

チェックポイント		ﾁｪｯｸ	日付
調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査期間の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図った。		□	
確認・検討事項	調査の目的・趣旨	□	
	調査すべき事案の特定、調査事項の確認	□	
	調査方法やスケジュール	□	
	調査に当たっての体制（第三者委員会と事務局の役割分担等）	□	
	調査結果の公表の有無、在り方	□	
	その他（　　）	□	
		□	
文部科学省に対して重大事態調査の開始について報告した。		□	

●調査の実施

◆調査全体の流れ（ｐ31～32参照）

チェックポイント		ﾁｪｯｸ	日付
調査の進め方、スケジュールを調査組織において決定した。		□	
学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認をした。		□	
確認した事項	当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料	□	
	学校いじめ防止基本方針	□	
	年間の指導計画	□	
	学校に設置される各委員会の議事録	□	
	過去のアンケート、面談記録	□	
	その他（　　）	□	
		□	
対象児童生徒・保護者からの聴き取りを実施した。		□	
対象児童生徒・保護者以外から聴き取りやアンケート調査等を実施した。		□	
実施した事項	教職員からの聴き取り	□	
	関係児童生徒からの聴き取りやアンケート調査	□	
	学校以外の関係機関への聴き取り	□	
	その他（　　）	□	
		□	
		□	
事実関係を整理した。		□	
整理した事実関係を踏まえて評価し、再発防止策を検討した。		□	
報告書の作成、取りまとめをした。		□	

説明日：

◆聴き取り調査・アンケート調査等における事前説明（ｐ32～33参照）

チェックポイント	ﾁｪｯｸ
聴き取り（又はアンケート）調査は、重大事態調査の一環として行うことを説明した。	□
重大事態調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることが目的であることを説明した。	□
聴き取り内容・回答内容は、守秘義務が課された調査組織や調査主体の担当者でのみ共有することを説明した。	□
法に基づいて調査結果は対象児童生徒・保護者に提供するとともに、関係児童生徒・保護者等にも説明等を行うことを説明した。	□
調査報告書を公表することとなった場合には、個人情報保護法に基づいて個人名及び個人が識別できる情報は秘匿処理を行うとともに、人権やプライバシーにも配慮することを説明した。	□
聴き取り調査において、正確な記録を残すため録音機器等を活用する場合、録音機器の使用について同意を得るとともに調査以外では聴き取り内容を活用しないことなどを説明した。	□
聴き取り内容等についてみだりに他者に話さないよう協力を求めた。	□
事前説明を行った日時、場所、内容等についても記録を残した。	□

説明日：

◆調査中の対象児童生徒・保護者への経過報告（ｐ34～35 参照）

チェックポイント	ﾁｪｯｸ
調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明した。	□
調査途中に新たな重要な事実が判明し、調査事項が増えた場合には、そのことを経過報告の中で説明した。	□
聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある児童生徒・保護者に対して確認した。	□

【チェックリスト⑤】調査結果の説明・公表

説明日：

●対象児童生徒・保護者への調査結果の説明（p39～40参照）

チェックポイント	ﾁｪｯｸ
調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供した。	□
資料に基づいて、調査を通じて確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明した。	□
調査報告書に記載されたいじめを行った児童生徒等のプライバシーや人権への配慮は必要であり、その際、いじめを行った児童生徒・保護者等から同意を得られた範囲で説明した。 ※なお、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。	□
必要に応じて、個人情報保護法第 70 条に基づき、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めた。	□
重大事態調査結果を地方公共団体の長等に報告する際に対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて地方公共団体の長等へ提出することが可能であることを説明した。	□
上記説明の際、意向の確認や提出する場合はいつ頃までに提出してほしいか目安等を示した。	□

説明日：

●いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明（p40参照）

チェックポイント	ﾁｪｯｸ
対象児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明した。	□
対象児童生徒・保護者から自身に関する記載部分について事前に要望があれば、その意向を踏まえて、該当箇所は伏せるなどの処理を行った上で、調査報告書の提示又は提供、説明を行った。	□
調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝えた。	□

●地方公共団体の長等への報告及び公表（p40・43参照）

チェックポイント	ﾁｪｯｸ	日付
法に基づいて地方公共団体の長等へ調査結果を説明した。	□	
対象児童生徒・保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明した。	□	
文部科学省に対して重大事態報告書を提供した。	□	
公表に当たっては、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や各地方公共団体が制定する情報公開条例等の不開示となる情報等も参考にして、公表を行うべきでないと判断した部分を除いた部分を適切に整理の上公表を行った。	□	
公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認を行った。	□	

記載例

事案整理番号：

様式１

令和５年３月 10 日付け事務連絡の３頁に示す「事案整理番号の割り振り方」に則り記入ください。

いじめ重大事態の発生に関する報告について

【第　報について（令和　年　月　日）】

最初の報告を第１報とし、その後報告内容の修正や重要な情報の更新がある場合は第２報として、追記修正し、再提出をお願いします。

□国立　□公立　□私立　□株立

※該当するものにチェック

都道府県教育委員会等名

(1) 地方公共団体の長等に報告した日

法第 29 条～第 32 条に基づいて、学校の設置者等を通じて地方公共団体の長等に報告した日付。

(2) 児童生徒に関する情報（現在）

学校名	学校				
学年	年	性別		年齢	歳

重大事態の被害者である児童生徒について記載ください。
複数名いる場合は児童生徒毎に様式を分けて作成ください。

(3) 学校の概要

住所・連絡先	（住所） （電話）		
校長名		児童生徒数	
学級数		教職員数	

(4) いじめ重大事態の概要・経緯など

現時点で把握している概要・経緯を時系列で記載ください。

記載例）

・令和△年〇〇月〇〇日に当該生徒は、自宅マンションから飛び降り死亡した。
・同日、午後××時頃、当該生徒の父親から、当該生徒が死亡した旨の報告を学校側が受けた。
・現在、警察にて事件性の有無について調査中であるものの、父親宛に学校においていじめにあっており辛い旨、遺書が残されていた。
・直前に関係生徒３名から無視されているという相談があり、〇〇月△△日に学校としても相談があったことは認知している。

(5) 当該児童生徒・保護者に関すること（学校生活、家庭環境、健康状況など）

児童生徒や関係者等特定の個人の氏名は記載しないでください。その他児童生徒や関係者等に関する情報についても事案の性質上必要な範囲で記載するようご留意ください。

記載例）

（当該生徒）

・家庭環境は、父子家庭である。（両親は離婚）
・非常に真面目な性格であり、学業成績も優秀であった。
・明るく優しい性格であり、誰とでも気さくに話すことの出来る生徒であった。
・部活動では部長を任され、後輩を引っ張る活躍ぶりであった。
・保護者と学校は友好的な関係を築くことが出来ており、日頃から情報共有は出来ていた。

（関係する生徒）

・関係生徒は３名とも「無視したつもりはなく、そう思われてしまっていたなら謝りたい」と言っていた。

(6) 学校や学校の設置者等における重大事態の対応について

（学校や学校の設置者等の取組に加えて、総合教育会議の活用等、首長部局等の関係部局その他関係機関との連携予定、連携状況などがあれば合わせて記載すること。）

記載例）

・令和△年〇〇月〇〇日に教職員へ周知し、「緊急対応チーム」を設置し、遺族や生徒・保護者への対応について検討することにした。
・今後、第３者委員会による調査を実施するため、警察、弁護士、スクールカウンセラー等とも連携をしていく予定。
・教育委員会とも連携し、総合教育会議の開催等を通じ、対応について協議をしていく予定。

(7) 本件に関する都道府県教育委員会等の連絡先

課名		連絡先	（電話）
名前			